

代理権授与通知書

令和 年 月 日

久留米市農業委員会会長 殿

下記の者に、以下の権限を委任しましたので通知します。

受任者 住所 _____
氏名 _____
(行政書士登録番号 _____)
電話 (_____) _____

1 下記土地に係る農地法第 _____ 条の申請書・届出書の作成及び提出

所 在	地 番	地目	面積 [m ²]
久留米市			
久留米市			
久留米市			
久留米市			

2 前記1の土地に係る許可書・受理通知書の受領

3 各種証明の願出及び受領

4 台帳等閲覧

5 その他 (_____)

委任者 住所 _____
氏名 _____ 印
住所 _____
氏名 _____ 印
住所 _____
氏名 _____ 印

(注1) 行政書士にあつては行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証)を申請書等を提出する際、提示すること。

(注2) 代理人が行政書士である場合は、行政書士登録番号を記載すること。

(注3) 行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは、行政書士法違反となり、刑事罰が科される場合があること。